3　国及び都道府県

東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニティの維持回復を図るため、被災した営業者及び被災した組合の意向等を踏まえつつ、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めること。

⑴　被災した営業者の再生支援及び経営安定化のための施策

⑵　被災した営業者の営業再開のための施策

⑶　被災地における社会経済の再生及び生活再建と地域の復興のための施策

4　日本公庫に期待される役割

被災した営業者に対するきめ細やかな相談及び支援を通じた低利融資等の実施

○厚生労働省告示第二十五号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、浴場業の振興指針（平成二十二年厚生労働省告示第七十九号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年二月十二日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

浴場業の振興指針

浴場業の営業者（以下「営業者」という。）が、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）等の衛生規制に的確に対応しつつ、現下の諸課題にも適切に対応し、経営の安定及び改善を図ることは、国民生活の向上に資するものである。

このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の２第１項に基づき、浴場業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として全部改正を行った。

今後、営業者及び組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、新たな衛生上の課題や経済社会情勢の変化、営業者及び利用者等のニーズを反映して、適時かつ適切に本指針を改定するものとする。

第一　浴場業を取り巻く状況

一　営業者の動向

浴場業は、高温多湿な我が国の気候風土の中で古くから「施浴」や「町湯」として栄え、多くの人々に入浴の機会を提供し、地域の保健衛生水準の維持向上に大いに役立ってきたところであり、地域の触れ合いの場としても重要な役割を担うなど、我が国独特の生活文化を築いてきたものである。

公衆浴場は、平成21年度の28,154施設から平成25年度の26,580施設に減少している。このうち、一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」をいう。以下同じ。）は、同時期で、5,494施設から4,542施設に減少している（厚生労働省「衛生行政報告例」による。）。

一般公衆浴場は、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第４条の規定に基づき入浴料金を都道府県知事が指定していることもあり、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号。）第３条の規定に基づき、金融及び税制上の優遇措置等の諸施策を実施しているが、利用者数の減少に伴う収益の減少、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化等による経営環境の悪化、家族経営による長時間労働並びに相続税の負担増等による後継者の確保難により転業及び廃業が進んでいる。

さらに、営業者が抱える経営上の問題点としては、「客数の減少」と回答した割合が77.4％となっており、以下、「燃料費の上昇」が63.5％、「施設・設備の老朽化」が57.1％、「光熱費の上昇」が49.6％と続いている。このことから、客数の減少とともにエネルギー価格等の問題が経営上の問題点となっていることが伺われる（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。

一方、近年増加している訪日外国人旅行者の集客に向けた取組の実施状況については、平成25年11月時点で、「実施している」と回答した割合が21.3％と、生活衛生関係営業の中では、旅館業に次いで多くなっており、平成32年に「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が決まったことを受けての訪日外国人旅行者の受入れ姿勢として、「今後、受け入れを強化していきたい」と回答した割合が15.7％と、同じく旅館業に次いで多くなっている（株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）「生活衛生関係営業の景気動向等調査」による。）。

二　消費動向

平成25年の１世帯あたり（２人以上の世帯）の温泉・入浴料支出は2,080円で、前年比46円の減少であった（総務省「家計調査報告」による。）。

また、１日平均客数別施設数の構成割合は、総数では「100人～199人」が29.4％で最も多く、次いで「50人～99人」27.4％となっている。立地条件別にみると、「工場・オフィス街」では「100人～199人」が42.9％、「500人以上」が28.6％と来客数が多くなっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。

三　営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針（複数回答）としては、「接客サービスの充実」24.6％、「施設設備の改装」23.4％、「廃業」21.0％、「集客のためのイベント実施」20.2％となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。

第二　前期の振興計画の実施状況

都道府県別に設立された浴場業の組合（平成26年12月末現在で41都道府県で設立されている組合）においては、前期の浴場業の振興指針（平成22年厚生労働省告示第79号）を踏まえ、振興計画を策定及び実施しているところであるが、当該振興計画について、全５か年のうち４か年終了時である平成25年度末に実施した自己評価は次表のとおりである。

国庫補助金としての予算措置（以下「予算措置」という。）については、平成23年度より、外部評価の導入を通じた効果測定の検証やＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Plan（計画）―Do（実施）―Check（評価）―Act（改善）の段階を繰り返すことをいう。）の確立を目的として、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」の下に設けられた「生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会」において、補助対象となる事業の審査から評価までを一貫して行う等、必要な見直し措置を講じている。

このため、組合及び生活衛生同業組合連合会（以下「連合会」という。）等においても、振興計画に基づき事業を実施する際は、成果目標及び事業目標を可能な限り明確化した上で、達成状況についても評価を行う必要がある。

当該振興計画等の実施に向けて、組合及び連合会においては、振興指針及び振興計画の内容について広く広報を図り、組合未加入の営業者への加入勧誘及び組合未結成地域の営業者への組合結成の支援を図ることが期待される。

組合への加入、非加入は営業者の任意であるが、生衛法の趣旨及び組合の活動内容等を詳しく知らない新規開設者等の営業者がいることも考えられるため、都道府県、保健所設置市又は特別区への営業の許可申請又は届出等の際に、営業者に対して、生衛法の趣旨、関係する組合の内容、所在地及び連絡先等について情報提供を行う等の取組の実施が求められる。

表　振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

	事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生水準の向上のための技術、知識及び意識の向上に関する事業	65％	26％	・衛生管理講習会の開催 ・衛生マニュアルの作成及び配布 ・自主管理対策
2	施設及び設備の改善に関する事業	13％	35％	・施設特性を踏まえた改装や設備の導入投資